令 和 ８ 年 ４ 月 １ 日
京 田 辺 市 産 業 振 興 課

D-egg 卒業後は、京田辺市で事業展開しませんか。

現在入居されている企業はもちろん、D-egg ＯＢ企業もご利用いただけます。

D-egg テイクオフ補助金制度のご案内

京田辺市では、同志社大学連携型起業家育成施設（D-egg）（以下、「D-egg」）に入居後卒業し、京田辺市内に立地される事業者に対して、経費の一部を助成します。

１　補助対象者

D-egg から市内に主たる事業拠点を移転した者で次の要件を全て満たすものとします。

（１）　市内で事業展開を図ろうとする法人であること。
（２）　中小企業基本法に規定する中小企業者であること。
（３）　市税を滞納していないこと。
（４）　D-egg に３年以上入居実績があり、卒業後５年を経過していないこと。
（５）　市内に本店又は支店登記をしていること。
（６）　市の経済活性化又は地域振興に資することが期待できるものとして、次のアからオに定める要件のうちいずれかを満たしていること。
ア　国、都道府県その他市長が適当と認める団体において実施する事業計画等の評価、承認又は認定を受けている者
（例：経営革新計画、京都府元気印中小企業、知恵の経営報告書など）
イ　D-egg 入居中に製品、技術等を完成させ、一定の取引先が見込める者
ウ　市内企業と現に取引があり、今後も積極的にこれを進める者
エ　市内に住所を有する者の雇用を行う者
オ　その他市長が認める者

２　補助対象経費

主たる事業拠点となる市内のオフィス、工場、店舗、研究施設等の賃借料（共益費を含む。）とします。

ただし、次の要件に当てはまるものは除きます。

（１）　敷金、礼金及び賃借料（共益費を含む。）に係る消費税及び地方消費税並びに補助対象者が別途負担する駐車場代及び光熱水費
（２）　補助対象者、役員及び従業員並びにそれらの者の同居の親族が所有する建物に入居するための賃借料
（３）　補助対象者と資本関係にある者が所有する建物に入居するための賃借料
（４）　住居と併用している建物に入居するための賃借料

３　補助金の額

補助対象経費の１／２以内の額とし、月額７万５千円を限度とします。この場合において、算出された補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、切り捨てるものとして計算します。

４　補助金の交付期間

交付開始日から３年を限度とします。

なお、補助金は毎年度の交付申請に基づき交付するものであり、必ずしも３年間を保証するものではありません。

５　補助金の交付申請

市内のオフィス等への入居開始の日から１ヶ月以内に手続きを行ってください。２回目以降は、当該年度の５月末までに手続きを行ってください。

なお、予算の範囲をもって申請の受付を締め切る場合がありますので、あらかじめご了承ください。

申請書類は京田辺市役所産業振興課の窓口、又は京田辺市産業総合情報サイト「KyotaNavi」から入手してください。

６　提出書類

補助金交付申請	補助金実績報告
①　補助金交付申請書（様式第１号） ②　D-egg に３年以上入居実績があることを証明する書類 ③　主たる事業拠点となる市内のオフィス等の賃貸借契約書の写し ④　登記事項証明書 ⑤　納税証明書（市税） ⑥　「１補助対象者」の「(６)」の要件を証明する書類	①　補助金実績報告書（様式第５号） ②　賃借料の支払を確認できる書類 ③　直近１期分の決算書（貸借対照表、損益計算書及び個別注記表）

注）補助金交付決定後、申請内容に関する変更等が生じた場合は、補助金変更承認申請書（様式第３号）の提出が必要になります。

７　補助金の実績報告

補助事業が完了した日から起算して１ヶ月以内又は申請を行った年度末までのいずれか早い日までに手続きを行ってください。

８　問い合わせ先

その他にも、京田辺市では、新製品開発、販路開拓、産業財産権取得など、中小企業の皆様の事業展開に役立つ補助金、支援施策を豊富にご用意しています。

お気軽にご相談ください。

〒610-0393　京田辺市田辺 80　京田辺市経済環境部産業振興課
電話:0774-64-1364　ＨＰはこちら KyotaNavi 検索